

新型コロナウイルス感染症の 再拡大について

県内は新たな感染拡大局面に入りつつあり、
しかも急増多発リスクが高まっている。

(1) 県内感染が急増し、基準指標のすでに2つを超過

- ・「緊急事態措置」解除後36人が感染。うち7月に30人
- ・「新規感染者数」は80日ぶり、「感染経路不明者数」は91日ぶりに超過

(2) 感染拡大リスクが大きな場での発生

- ・「学校」、「医療機関」、「福祉施設」、「風俗店」などで発生
- ・全国初の高校クラスター化

(3) 感染拡大エリアからのウイルス流入

- ・関東、関西、近隣県由来又はその可能性の高いものは36人のうち約半数

(4) 感染急増多発リスクの高まり

- ・全国的に「酒類を提供する飲食店での会合」などで多発
- ・人の動きの活発化（「4連休」、「夏休み」、「お盆休み」、「Go Toキャンペーン」）
（注）3月下旬の3連休以降、感染急上昇
- ・今後、段階的な入国制限の緩和

県民・事業者の皆さまへ

1 「新しい生活様式」の徹底を！

- 「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」の習慣
- 3つの密の回避
- 毎日、体調を自己チェック

2 感染リスクを避けて、慎重な行動を！

- 感染拡大エリアとの往來の回避
- 特に高感染リスクの場や行動からの回避
 - 「酒類を伴う飲食」
 - 「マスク着用なしでの長時間の会話」など

3 自らの行動に責任を！

- 体調に異常があれば、直ちに通勤・通学など外出ストップ
- 県の「感染警戒QRシステム」、国の「接触確認アプリ（COCOA）」に登録

4 事業者の皆さまも感染防止対策の徹底を！

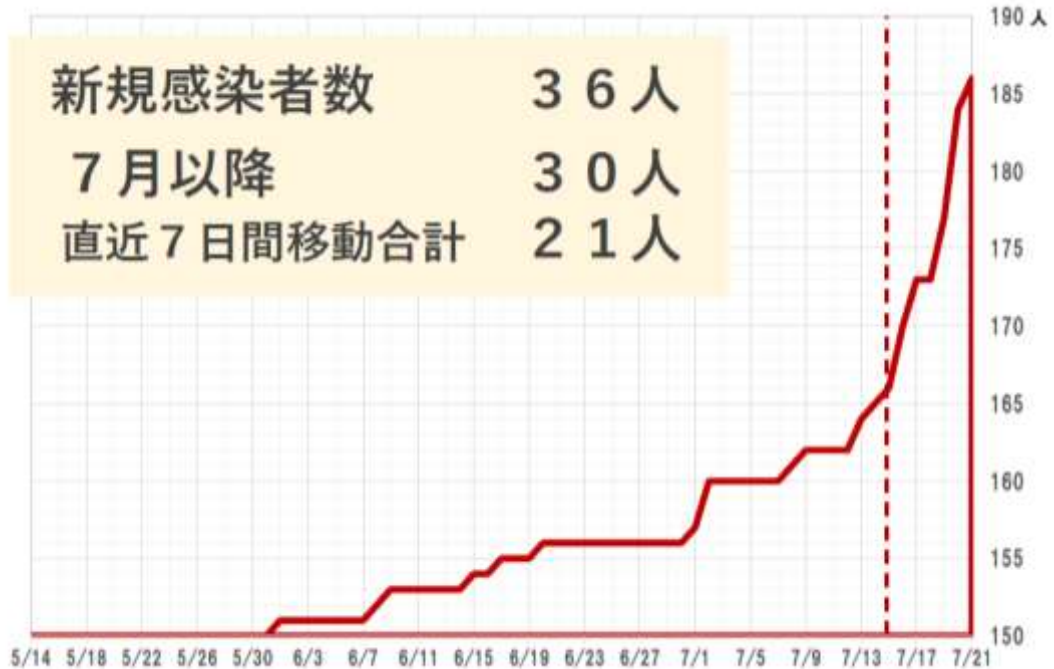
- 「コロナ社会を生き抜く行動指針」や業界団体ガイドラインの実践の徹底
- 県の「防止対策実行中」ステッカーの積極的な掲示

【関連データ】

(1) 県の基準指標の2つが点灯

	指標項目	指標	7/21 15時
1	新規感染者数	7人以上（7日間移動合計）	21人
2	PCR検査陽性率	7%以上（7日間移動合計）	1.5%
3	感染経路不明者数	5人以上（7日間移動合計）	9人
4	入院患者数	60人以上	25人
5	重篤者数	3人以上	0人

緊急事態宣言解除後の陽性患者の推移（令和2年7月21日15時時点）



(2) 感染拡大リスクが大きな場での発生

（緊急事態宣言解除後の陽性患者（36人）の業種状況）

業種	人数	備考
学校	10	高校クラスター 生徒4人 教師5人 大学 学生1人
医療機関	2	看護師 2人
福祉施設	2	有料老人ホーム 利用者1人 職員1人
風俗店	1	
工場	3	
その他	18	警察署1、無職5等
計	36	

(3) 感染拡大エリアからのウイルス流入

(緊急事態宣言解除後の陽性患者の行動歴 (由来又はその可能性が高いもの))

行動歴	起点	濃厚接触	計	備考
関東	2	3	5	
愛知県	9	1	10	
関西	1		1	
静岡	1		1	
検疫所	1		1	
県外	14	4	18	
県内のみ	18		18	県立高校 9
計	32	4	36	

(4) 感染多発リスクの高まり

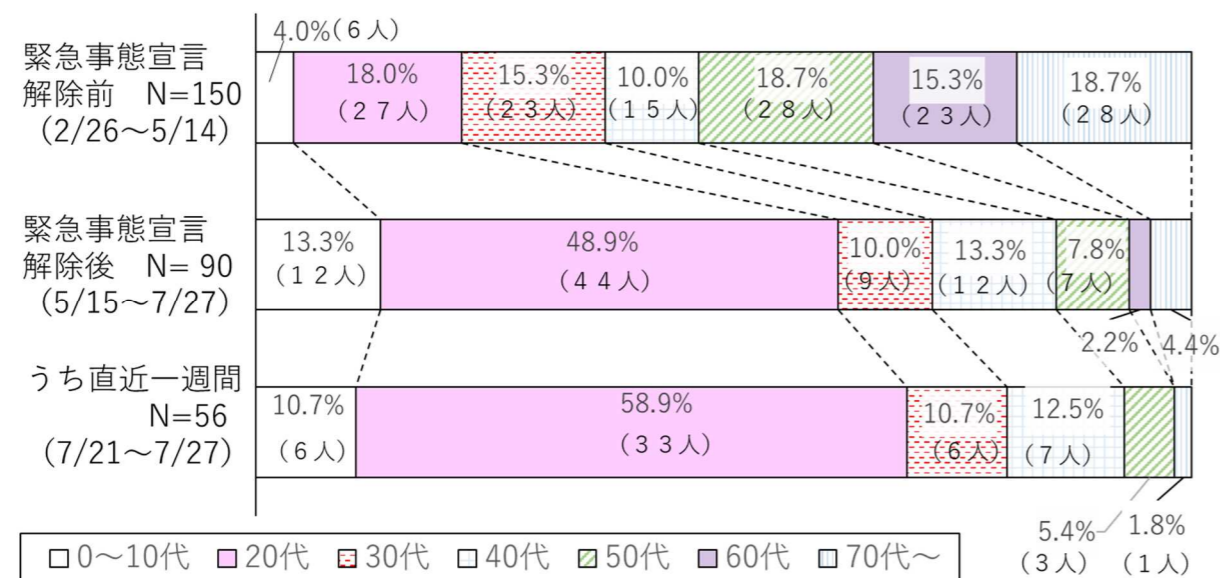
全国であったリスクの高い行動事例

- ・ 体調不良で病院に来院の際、マスク非着用
- ・ 感染者の使った物 (マイク、タブレット) を消毒せず使用
- ・ 飲食店でマスク着用せず長時間談笑
- ・ 声を発するライブハウスや劇場で3密回避を徹底せず
- ・ 広くない空間にて長時間、宴会・パーティーを開催 など

県内の感染再拡大～大学等高等教育機関の皆さまへ

【感染状況の分析（年齢構成）】

- 緊急事態宣言解除前は、30代以降の感染者が約8割と多かったが、解除後は、20代以下の感染者が6割強に急増。
- 特に直近一週間（7/21～27）に限定すると、感染者の7割強は20代以下。



【感染状況の分析（概略）】

- 県内の最近のクラスターの特徴
 - ・密な部屋での感染拡大
 - ・フロア内感染から、昼食を介して別フロアに感染拡大
 - ・カラオケ、パーティーや寮内での感染拡大
- 緊急事態宣言解除後(5/15～)の県内陽性患者90人の内容
 - ・愛知県由来／可能性が40人、うち飲食店等関連が31人
- 全国の発生状況
 - ・酒類を提供する飲食店での会合で多発
 - ・特にクラブ、キャバクラ等に行って感染している例が多発

【学生・教職員の皆さんへの依頼事項】

- 感染防止対策の基本をあらゆる手段で徹底
 - ・「人と人との距離の確保」「マスク着用」「手洗い」習慣
 - ・感染リスクが高まる3密の回避
- 自らの体調チェックの徹底
 - ・発熱、味覚障害など体調に異常があれば通勤・通学など外出をストップ。その際は直ちに職場・学校等に連絡を。
 - ・学生、教職員の感染が判明した場合に備え、連絡体制や、適切な対応方針等の再確認を。
- 部・サークル活動の感染防止対策の徹底、再点検
 - ・県が定めた「コロナ社会を生き抜く行動指針」や、各業界・団体が策定したガイドラインを参考に再点検。
- 県をまたぐ不要不急の外出は慎重に
 - ・県をまたぐ、特に感染拡大地域への不要不急の往来は、回避も含め慎重に。
- コンパ、ゼミ会等懇親会は慎重に
 - ・締めきった場所（居酒屋や寮の小部屋等）における懇親会やパーティー、特にカラオケの使用については実際に感染が発生していることを踏まえ、回避を含め慎重に。また、実施する際は感染症対策を実施している店舗を選ぶこと。
 - ×接待を伴う飲食店の利用 →○回避も含め慎重な対応を
 - ×マスク未着用の大声の会話 →○マスク着用必須
 - ×飲食時以外のマスク未着用 →○飲食時以外はマスク必須
 - ×狭い部屋、長時間の懇談会 →○広い部屋、短時間で実施

現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮及び修学旅行等における Go To
トラベル事業の活用について周知するものです。

事務連絡
令和2年7月28日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮及び
Go To トラベル事業の活用について

「修学旅行の相談窓口の設置及び Go To トラベル事業の活用について」（令和2年6月26日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・国土交通省観光庁参事官（旅行振興）事務連絡）において、修学旅行等については、Go To トラベル事業（以下「本事業」という。）を活用することができる旨御連絡したところですが、この度、7月22日から本事業を開始いたしましたので下記のとおりお知らせします。

本件について、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮について

修学旅行等は、各学校において教育委員会等の学校設置者とも相談の上、計画・実施されているものですが、感染の拡大防止策を適切に講じた上で、修学旅行等の教育的意義や児童生徒の心情等を踏まえ、可能な限り、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いいたします。なお、修学旅行等の実施にあたっては、各学校において、感染状況を見極めながら、例えば、秋以降への実施時期の変更や同一都道府県内など近距離での実施、旅行日程

の短縮など実施方法の変更等についても検討いただくなどの配慮をお願いします。

2. 本事業の活用について

(1) 本事業の当面の取扱い方針について

①7月16日の本事業に関する新型コロナウイルス感染症対策分科会の政府への提言によれば、若者の団体旅行は控えることが望ましいとされていますが、他方で、修学旅行等のように、指導・引率の先生方がおられるなど、一定の規律に基づいて適切に実施されることが想定されるものについては、基本的に控えるべき旅行には該当しないと考えられ、本事業の対象となります。

②本事業は、現下の感染状況や本事業に関する新型コロナウイルス感染症対策分科会の政府への提言等を踏まえ、以下の例外が設けられています。

- 1) 東京都が目的地となっている旅行については、東京都内の旅行も含めて、当面、本事業の対象外とする（割引支援を行わない）。
- 2) 東京都に居住する方の旅行についても、同様に、当面、本事業の対象外とする（割引支援を行わない）。

なお、修学旅行等の場合、学校によっては、東京都内に居住する児童生徒と東京都外に居住する児童生徒が混在している場合がありますが、本事業の活用にあたっては、学校の所在地を基準とし、東京都内に所在する学校が実施する修学旅行等については、当面、本事業の対象外と致します。

(2) 公費出張における本事業の利用の自粛について

「公費出張における「Go To トラベル事業」の利用の自粛について」（令和2年7月17日付け国土交通省観光庁参事官（旅行振興）・総務省自治行政局地域政策課公務員部給与能率推進室事務連絡）において、公費出張での本事業の利用は想定していない旨連絡がありましたので、修学旅行等を引率する教員等の出張の扱いについては適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

(3) 本事業の最新情報について

本事業に関する概要や FAQ 等は、観光庁ホームページに掲載されていますので、御参照くださいますようお願いいたします。

なお、今後、本事業の取扱い方針に変更が生じた場合は、改めてお知らせします。

【観光庁ホームページ：Go To トラベル事業関連情報】
https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000637.html